

盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の

解釈と運用

平成21年12月

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに市政における公正な職務の執行の確保に関し必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例が、法令遵守や倫理保持、市政における公正な職務の執行の確保のための体制を整備することにより市民に信頼される市政を確立し、市民の利益を保護するためのものであることを定めるものである。

【解釈・運用】

「職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに市政における公正な職務の執行の確保に関し必要な事項」とは、具体的には、職員の倫理原則、内部公益通報制度、特定要求行為・不当要求行為への対応、公正職務委員会や公正職務審査会の設置などをいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する職のうち副市長、常勤の監査委員、区長及び固定資産評価員、同項第1号の3に規定する職のうち水道事業管理者及び病院事業管理者並びに同項第3号に規定する職のうち規則で定める職の職員をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例、規則、訓令及び規程（告示を含む。）をいう。
- (3) 契約事務等 市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務をいう。
- (4) 事務事業者 契約事務等を行うもの又は行っていたものをいう。
- (5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。
 - ア 職員の職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの
 - イ 事務事業者の役職員（事務事業者の役員、従業員その他の関係者をいう。以下同じ。）の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの
- (6) 公益通報 職員等（職員及び事務事業者の役職員をいう。以下同じ。）が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会（以下この章から第3章までにお

いて「委員会」という。) 又は盛岡市公正職務審査会(以下この章から第3章までにおいて「審査会」という。)に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(7) 特定要求行為 職員以外の者が職員又は市長に対して行う職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合(暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。)に行われたものを除く。

ア 公聴会、議会、説明会その他の公開の場で行われた場合

イ 陳情書、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により行われた場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合

(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。

ア 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為

イ 暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為

【趣旨】

本条は、この条例における用語の定義を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1号関係

「職員」とは、本市における一般職の職員(臨時の任用職員を含む。)並びに特別職の職員のうち副市長、代表監査委員、区長、固定資産評価員、水道事業管理者、病院事業管理者及び勤務時間に定めがある非常勤職員であり、市長、市議会議員、農業委員、選挙管理委員等は含まれない。

2 第2号関係

「法令」とは、法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例、規則、訓令及び規程(告示を含む。)をいい、他都市の条例等は該当しないが、本市に適用が及ぶものは含まれる。

3 第3号関係

「市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業」とは、工事や製造の請負、物品購入などの財産の買入れ、機器賃貸借などの物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付、物品修繕、業務委託、委任契約などである。

4 第5号関係

「通報対象事実」には、職員の職務に係る法令違反行為や人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれのある事実はもちろん、工事請負者、物品購入先、管理運営委託先、指定管理者などの事務事業者における契約事務等に係るものも本市が責任を持ってその是

正を図る必要があることから該当する。

なお、職員個人の公務外の違法行為や契約事務等に関係しない違法行為は含まれない。

「人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの」とは、法令違反でないものであっても、例えば社会情勢の変化に法整備が追いついておらず、違法性を帯びる可能性もあり、未然に防止あるいは早期に是正する必要があるものが該当する。

「事務事業者の役職員」には、役員や従業員のほか、派遣労働者も含まれる。

5 第6号関係

「公益通報」とは、職員や事務事業者の役職員が、あくまで本市の事務や事業の適正化に資するという公益を目的として行われるものであって、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものは含まれない。こうした不正な目的で行われた通報は、「公益通報」には該当せず、悪質な事案については、服務上の指導や懲戒処分の対象となることもあります。

6 第7号関係

「特定要求行為」とは、職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼、その他これらに類する行為が該当する。ただし、次に掲げる行為は特定要求行為に該当しないが、これらの行為であっても、暴力的行為、威圧的言動その他の社会的妥当性を欠く行為を伴う場合は、特定要求行為に該当する。

- (1) 公聴会、議会、説明会その他の公開の場で行われた場合
- (2) 陳情書、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により行われた場合
- (3) (1), (2) のほか、通常の適正な職務の遂行に係るもの

「通常の適正な職務の遂行に係るもの」とは、要望等のうち、職員の所管業務に関するものであるが、具体例は以下のとおりである。

- ・道路担当課の職員に対し、自宅前の市道の補修を要望すること。
- ・申請書による市税等の減免申請
- ・特定の人について施設等に特別に入所させることができるかどうか照会すること。
- ・窓口での所管業務に関する相談

ただし、「通常の適正な職務の遂行に係るもの」であっても、地位又はその権限に基づく影響力を有する者により行われた場合には、特定要求行為に該当するが、一個人として自分のことや家族の窓口での手続、相談や単なる照会、事実確認の範囲内にとどまるものは、特定要求行為には該当しない。

「地位又はその権限に基づく影響力を有する者」とは、具体的には、次に掲げる者である。

- (1) 国會議員、地方公共団体の議員、他の地方公共団体の長
- (2) (1) の秘書や支援者など活動を補佐する者
- (3) (1) の地位を利用しようとする親族
- (4) 許認可などの権限に基づく影響力を行使しようとする市職員以外の公務員

- (5) 市職員〇Bなど在職時の役職における地位に基づく影響力を行使しようとする公務員だった者
- (6) 医師会などの業界団体や商工会議所などの経済団体の役員
※一民間企業の役員は、これに該当しない。

7 第8号関係

「不当要求行為」とは、特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。

- (1) 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為
- (2) 暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為
- (3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為

「地位を利用し」とは、例えば、公務員で一定の職にある者や議員がそうした地位を利用する場合が想定される。また、市職員〇Bなど在職時に一定の職にあった者は、現に地位がなくてもこれに該当することがある。

「権限に基づく影響力を行使して」とは、例えば、公務員であって、一個人としての一定の職にはないが、許認可に係る事務を担当する者が、そうした権限に基づく影響力を行使する場合が想定される。

「正当な理由がなく」とは、例えば、特定の者を有利に扱うよう求める行為であっても、災害発生時における被災者への特別な優遇措置などは、「正当な理由がある」ものと解される場合がある。

「暴力的行為、威圧的言動等の社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為」とは、次に掲げる行為である。

- (1) 暴行 人の身体に対する不法な有形力を行使する行為をいう。身体に直接向けられることは必要ではない。

(例) たんやつばを吐く、耳元で大声で怒鳴る、身近にある机や椅子を蹴る、面談している机をたたく、木刀やゴルフクラブなどを職員の身体の近くで振り回すなど

- (2) 脅迫 恐怖心を生じさせる目的で害悪を告知する行為をいう。

(例) 「月夜の晩ばかりでない夜道に気をつけろ」、「逆らうと地位を失うことになるぞ」、「一家に死人がでるぞ」などと告げる。

- (3) 粗野乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

(例) 煙草の煙を顔面に吹き付ける。

「公正な職務の執行に支障を生じさせる行為」とは、次に掲げる行為である。

- (1) 庁舎内等の施設保全及び庁舎等における円滑な事務事業の遂行を阻害する行為

(例) 庁舎内に長時間居座る。

- (2) 正当な理由なく面会を強要する行為

(例) 職員にミスがないにもかかわらず、ミスがあるとして、その是正や損害の賠償、謝罪などを要求する行為

なお、不当要求行為であるかどうか判断するのは外部の者で組織する公正職務審査会であり、審査会の意見により任命権者が中止等の措置を講ずるものであるため、第一段階としては、特定要求行為として取扱うことになる。

(職員の責務)

第3条 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるとともに、市民から信頼される職員であるよう次に掲げる事項を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

- (1) 正当な理由なく特定のものに対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (2) 公私の別を明らかにし、その職務又は地位を自ら又は自らの属する組織の私的利害のために用いてはならない。
- (3) 職務に関する権限の行使に当たっては、その関係者から贈与を受ける等市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 職務の執行に関し十分な説明を行うとともに、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員の公正な職務の執行について適切な指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

【趣旨】

第3条及び第4条は、職員が公正に職務を執行するための拠りどころとなる職員倫理原則や管理職員に求める事項を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第3条関係

職員は、地方公務員法により、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たって、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされているが、市民に信頼される市政の確立に向け組織として取り組んでいくことを明確にするため、条例において倫理原則として規定することで、職員としての資質の向上と公務員倫理に関する意識の高揚を促すものである。

なお、職員が市民に差別的な取扱いをするなど条例に規定する職員の責務に違反した場合は、法令に違反した場合と同様、地方公務員法（第29条（懲戒））に基づく処分等の対象となる。

2 第3条第3号関係

「その関係者」とは、職務に関する権限の行使に当たっての関係者、いわゆる利害関係者とな

るが、概ね次に掲げる者である。

- (1) 許認可等を受けている事業を行っている事業者等
- (2) 市からの補助金等の交付の対象となる事業者等又は個人
- (3) 立入検査又は監査の対象となる事業者等又は個人
- (4) 市がする不利益処分の相手方となる事業者等又は個人
- (5) 行政指導により、現に一定の行為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- (6) 事業の発達（特定の業界に対する振興計画の企画・立案や、新しい制度の創設などを行う事務）、改善及び調整に関する事務の対象となる事業者等
- (7) 市との間において契約を締結している事業者等若しくは個人又は市の施設の指定管理者として指定されている事業者等

※事業者等：法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）

3 第4条関係

「管理監督者」とは、特別職の職員のうち副市長、代表監査委員及び地方公営企業の管理者並びに一般職の職員で部長級から係長級までの職員など部下職員を指揮監督する者である。管理監督者には、第3条の職員の責務に加え、公正な職務の執行についての部下職員に対する適切な指導と自らが職員の模範となることを求めるものである。

（任命権者の責務）

第5条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、盛岡市教育委員会をいう。以下同じ。）は、公務員倫理の確立及び公正な職務の執行に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるとともに、特定要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益通報者等（公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者をいう。以下同じ。）の保護その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するために任命権者に求める事項について定めるものである。

【解釈・運用】

「その他の必要な措置」とは、職員に対する法令遵守に係る指導や啓発などを想定している。
「その他この条例の目的を達成するために必要な措置」とは、事務事業者に対する契約等に基づいた適法な業務執行等関係者への指導や啓発などを想定している。

（市民等の責務）

第6条 市民その他市政にかかわりのある者は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、市民や市政にかかわりのある者の責務を定めるものである。

【解釈・運用】

市政における公正な職務の執行を確保するためには、職員が自覚を持って公正な職務を執行することが必要であることは当然だが、それに加え、市民及び市政にかかわりのある方からの御協力、御理解をいただくことも必要である。

また、条例の趣旨が市民へ浸透することにより、市民からの監視効果も期待され、職員がより一層緊張感を持って職務を執行することに繋がる。

第2章 公益通報

(公益通報の方法)

第7条 公益通報は、規則で定めるところにより、原則として自らの氏名を明らかにして行うものとし、匿名により行う場合には、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。

【趣旨】

本条は、公益通報の方法について定めるものである。

【解釈・運用】

通報できるのは、一般職の職員（臨時の任用職員を含む。）のほか、事務嘱託など勤務時間に定めのある非常勤職員や市と契約する業者の従業員、指定管理業務に従事する者も通報できる。

なお、他人に損害を与えるようとするような不正な目的による通報は受理されないし、通報された事案については、通報の対象となっている職員からも意見を聴くなど委員会又は審査会において調査することになる。

通報の際、氏名を明らかにするのは、匿名での通報の場合、通報者との連絡がつかないため、十分な調査ができることがあるためであるが、公益通報制度の目的は、市政における法令違反行為等の未然防止、早期是正であるため、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合はこの限りではない。

また、通報は、内容を正確に把握するため、公益通報書（様式第1号）により行うものとし、提出の方法は、委員会又は審査会あて郵送又はFAXによるものとする。（委員会に提出する場合は、職員課長あて親筆で関係書類の使送、持参又は電子メールでも可。）

なお、公益通報制度は、適切な関係機関への通報を制限するものではなく、緊急時においては適宜対応することが必要である。

(通報対象事実に係る調査等)

第8条 委員会は、公益通報を受けたとき又は次条第2項の規定により審査会から調査の求めがあつたときは、必要な調査を行い、その結果を市長及び関係のある任命権者並びに審査会に報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の調査の結果、通報対象事実であると認めた旨の報告があった場合は、速やかに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるとともに、その内容を市長及び審査会に報告しなければならない。

(1) 第2条第5号アに掲げるものであるとき 通報対象事実の中止その他正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置

(2) 第2条第5号イに掲げるものであるとき 通報対象事実の中止その他正のために必要な措置を講すべき旨の事務事業者への勧告、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置

3 市長は、事務事業者が正当な理由なく前項第2号の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第9条 審査会は、公益通報を受けたときは、必要な調査を行わなければならない。

2 審査会は、公益通報を受けた場合において、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。

3 審査会は、第1項の調査の結果を市長及び関係のある任命権者に報告するとともに、通報対象事実であると認めたときは、任命権者に前条第2項の措置を講すべき旨の意見を述べるものとする。

4 審査会は、前条第1項又は同条第2項の報告を受けた場合において、調査又は措置の内容が十分でないと認めたときは、自ら調査し、又は委員会に再調査を行うよう求め、若しくは任命権者に同項の措置その他の必要な措置を講すべき旨の意見を述べることができる。

5 任命権者は、前2項の意見を尊重し、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その内容を市長及び審査会に報告しなければならない。

6 前条第3項の規定は、第3項又は第4項の意見を受け、任命権者が事務事業者に対して勧告をした場合について準用する。

(公益通報をした者に対する通知)

第10条 審査会は、前2条の調査の結果及び措置の内容について、公益通報をした者に通知しなければならない。ただし、公益通報が匿名によりなされたものであるときは、この限りでない。

【趣旨】

第8条～第10条は、公益通報があった際の対応について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第8条第1項関係

委員会が行う調査は、通報者のほか、通報対象事実とされる事務を執行したとされる職員その他関係者からの事情聴取を行うとともに関係資料の提出を求めるなどにより行うことになる。ま

た、事務事業者に係る通報対象事実の調査についても同様であり、職員等は調査に協力する義務がある（条例第27条）。

また、調査結果については、通報対象事実の存在又は不存在を判断した根拠を明らかにした上で、市長及び関係のある職員の任命権者並びに審査会に報告することになる。なお、関係のある任命権者が市長である場合は、市長及び審査会に報告することになる。

2 第8条第2項関係

第1項の調査の結果、通報対象事実があると認められた場合、関係のある任命権者は、速やかに中止その他是正のために必要な措置をとることになる。

第1号の「その他の適当な措置」とは、法令違反行為等の事務を執行した職員及び関係者に対する懲戒処分や服務上の指導が想定され、第2号の「その他の適当な措置」とは、事務事業者に係る契約の解除、指名停止等が想定される。

3 第8条第3項関係

通報対象事実があると認められ、任命権者が事務事業者に中止等必要な措置をとるよう勧告した場合であって、事務事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、任命権者の報告に基づき、市長がその旨を公表することができる。

4 第9条第1項関係

審査会が行う調査は、第8条第1項により委員会が行う調査と同様である。

5 第9条第2項関係

調査を迅速に行う必要がある場合等、必要があると審査会が認めたときは、委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。

6 第9条第3項関係

第1項の調査の結果は、通報対象事実の存在又は不存在を判断した根拠を明らかにした上で、市長及び任命権者に報告することになるが、通報対象事実があると認めるときは、任命権者に対し中止等必要な措置をとるよう意見を述べるものとする。

7 第9条第4項関係

審査会が、第8条第1項の規定により、通報対象事実がないと認めるに至った調査内容の報告を委員会から受けたとき、又は同条第2項の規定により、措置内容の報告を任命権者から受けたときであって、それが不十分であると認めるときは、審査会自らが調査し、又は委員会に再調査を求め、若しくは任命権者に対し必要な措置をとるべき旨の意見を述べることができる。

8 第9条第5項関係

任命権者は、第3項及び第4項の審査会からの意見を尊重し必要な措置をとり、その内容を市長及び審査会に報告する。

9 第9条第6項関係

審査会からの意見を尊重し、任命権者が事務事業者に通報対象事実の中止等必要な措置をとるよう勧告した場合であって、事務事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、第8条第3項と同様、任命権者の報告に基づき、市長がその旨を公表することができる。

10 第10条関係

公益通報は、委員会又は審査会に対して行われるが、いずれの場合であっても、調査結果及び措置内容は、審査会が公益通報した者に通知することになる。

なお、誰から通報があったかは秘密とされ、委員会や審査会の外には漏らすことはない。また、審査会からの調査結果の報告があるまでは、どのような通報について調査しているかについても秘密とする。調査を進める中で、調査に協力した職員等は誰がどのようなことを通報したかが推測できる場合もあるかもしれないが、その場合でも通報者と推測される者に対して不利益な取扱いをすることは条例で禁止されている（条例第11条）。万が一通報したことにより不利益な取扱いを受けたときは、その取扱いを是正するよう委員会又は審査会に申立てをすることができる（条例第12条）。

（不利益な取扱いの禁止）

第11条 任命権者及び職員等は、公益通報者等に対し、公益通報したこと又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（不利益な取扱いに係る是正の申立て）

第12条 公益通報者等は、公益通報したこと又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として、任命権者又は職員等から不利益な取扱いを受けたと考えるとときは、委員会又は審査会に対し、その取扱いのは正のため必要な措置を講ずるよう申し立てることができる。

【趣旨】

第11条は、公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者に対する不利益な取扱いの禁止について、第12条は、これらの者が不利益な取扱いを受けたときのは正の申立てについて定めるものである。

【解釈・運用】

1 第11条関係

「不利益な取扱い」とは、任命権者が行う免職、停職、減給等の懲戒処分だけでなく、訓告、厳重注意といった服務上の指導、不利益な配置の変更など人事上の差別的取扱い、昇給など給与上の差別的取扱い、退職の強要、さらには職務から排除する、職務に必要な情報を与えない、仕事を与えない、専ら雑務に従事させる等の事実上の行為も含まれる。

なお、匿名での通報の場合は、通常は通報者本人が特定されないことから、不利益な取扱いを受けることはない。ただし、通報時には匿名でも、何らかの事情により通報者本人が特定された場合には、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いは禁止される。

また、本条例での公益通報の通報先は、委員会又は審査会であるため、マスコミ等外部に通報した場合は、本条例の対象外である。こうした場合は、一義的には通報者が特定されず、不利益な取扱いを受けることはないが、何らかの事情により通報者が特定された場合は、公益性を考慮して公益通報者保護法及び本条例の趣旨を勘案し、不利益な取扱いを受けることのないよう適切

に対応することになる。

2 第12条関係

申立ては、内容を正確に把握するため、公益通報不利益取扱い申立書（様式第2号）により行うものとし、提出の方法は、委員会又は審査会あて郵送又はFAXによるものとする。（委員会に提出する場合は、職員課長あて親筆で関係書類の送付、持参又は電子メールでも可。）

職員からの申立て等に基づき、不利益な取扱いが公益通報したこと等を理由として行われたかどうかについては、委員会や審査会が必要な調査又は審査を行い、不利益な取扱いがあると認められた場合は、任命権者に対し適切な措置をとるよう意見を述べる。任命権者は、これを尊重し、必要な措置を講ずることとなる。

このほか、公平委員会には、不利益処分に関する不服申立て、勤務条件に関する措置の要求、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談などの制度がある。公平委員会による不服申立ての審査結果については、そこでなされた処分の修正、取消し等の判定は形成的効力を有し、任命権者の何らの修正措置を待つことなく判定に従った効力を生じるものである。

（是正の申立てに係る調査等）

第13条 委員会は、前条の規定による申立てを受けたとき又は次条第2項の規定により審査会から調査の求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果を市長及び関係のある任命権者並びに審査会に報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の調査の結果、不利益な取扱いがあると認めた旨の報告があった場合は、速やかに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるとともに、その内容を市長及び審査会に報告しなければならない。

- (1) 不利益な取扱いが職員に対してなされたものであるとき 不利益を回復するために必要な措置、不利益な取扱いを行った職員に対する措置その他の適切な措置
- (2) 不利益な取扱いが事務事業者の役職員に対してなされたものであるとき 不利益を回復するために必要な措置を講すべき旨の事務事業者への勧告その他の適切な措置

3 第8条第3項の規定は、前項第2号の勧告をした場合について準用する。

第14条 審査会は、第12条の規定による申立てを受けたときは、必要な調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の申立てを受けた場合において、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。

3 審査会は、第1項の調査の結果を市長及び関係のある任命権者に報告するとともに、不利益な取扱いがあると認めたときは、任命権者に前条第2項の措置を講すべき旨の意見を述べるものとする。

4 審査会は、前条第1項又は同条第2項の規定による報告を受けた場合において、調査又は措置の内容が十分でないと認めたときは、自ら調査し、又は委員会に再調査を行うよう求め、若しくは任命権者に同項の措置その他の必要な措置を講すべき旨の意見を述べることができる。

5 任命権者は、前2項の意見を尊重し、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その内容を市長

及び審査会に報告しなければならない。

6 第8条第3項の規定は、第3項又は第4項の意見を受け、任命権者が事務事業者に対して勧告をした場合について準用する。

(申立てをした者に対する通知)

第15条 審査会は、前2条の調査の結果及び措置の内容について、申立てをした者に通知しなければならない。

【趣旨】

第13条～第15条は、不利益な取扱いの是正の申立てがあった際の対応について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第13条第1項関係

委員会が行う調査は、申立てを行った者のほか、不利益取扱いをしたとされる職員等その他関係者からの事情聴取を行うとともに関係資料の提出を求めるなどにより行うことになる。また、事務事業者に係る不利益取扱いの調査についても同様であり、職員等は調査に協力する義務がある（条例第27条）。

調査結果については、不利益取扱いの存在又は不存在を判断した根拠を明らかにした上で、市長及び関係ある任命権者並びに審査会に報告することになる。

2 第13条第2項関係

第1項の調査により、不利益取扱いがあると認められた場合、速やかに不利益を回復するためには必要な措置等をとることになる。

第1号及び第2号の「その他の適当な措置」とは、不利益を回復するための措置や再発防止の周知などの措置が想定される。

3 第13条第3項関係

事務事業者の役職員に対して不利益な取扱いがなされたときは、関係のある任命権者は、不利益を回復するために必要な措置をとるべき旨の勧告の措置等をとることになるが、その勧告に事務事業者が正当な理由がなく従わない場合、任命権者の報告に基づき、市長がその旨公表することができる。

4 第14条第1項関係

審査会が行う調査は、第13条第1項により委員会が行う調査と同様、申立てを行った者のほか、不利益取扱いをしたとされる職員等その他関係者からの事情聴取を行うとともに関係資料の提出を求めるなどにより行うこととなる。

5 第14条第2項関係

調査を迅速に行う必要がある場合等、審査会が必要があると認めたときは、委員会に必要な調査を行うよう求めることができる。

6 第14条第3項関係

第1項の調査の結果は、不利益な取扱いの存在又は不存在を判断した根拠を明らかにした上で、市長及び任命権者に報告することになるが、不利益な取扱いがあると認めるときは、任命権者に対し適当な措置をとる旨の意見を述べるものとする。

7 第14条第4項関係

審査会が、第8条第1項の規定により、不利益な取扱いがないと認めるに至った調査内容の報告を委員会から受けたとき、又は同条第2項の規定により、不利益を回復するために必要な措置の内容の報告を任命権者から受けたときであって、その措置内容又は調査内容が不十分であると認めるときは、審査会自らが調査し、又は委員会に再調査を求め、若しくは任命権者に対し必要な措置をとるべき旨の意見を述べることができる。

8 第14条第5項関係

任命権者は、第3項及び第4項の審査会からの意見を尊重し、必要な措置をとり、その内容を市長及び審査会に報告する。

9 第14条第6項関係

審査会からの意見を尊重し、任命権者が事務事業者に役職員が受けた不利益を回復するために必要な措置をとるよう勧告した場合であって、事務事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、第8条第3項と同様、任命権者の報告に基づき、市長がその旨を公表することができることとしている。

10 第15条関係

不利益な取扱いの是正のための申立ては委員会又は審査会に対して行われるが、いずれの場合であっても、調査結果及び措置内容について審査会が公益通報した者に通知することになる。

(公益通報者等に係る情報の取扱い)

第16条 公益通報者等を保護するため、公益通報者等が特定されるおそれのある情報は、公益通報者等の同意がなければ公開してはならない。

【趣旨】

本条は、公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者に係る情報の取扱いについて定めるものである。

【解釈・運用】

公益通報をした者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者を保護するため、氏名、電話番号のほか、場合によっては、所属、性別、年齢など、その者が特定される情報については、本人の同意がない限り非公開とする。

第3章 特定要求行為

(特定要求行為への対応)

第17条 職員は、特定要求行為があったときは、記録し、上司に報告するとともに、その記録を委員会に提出しなければならない。

2 市長は、特定要求行為があったときは、記録し、その記録を委員会に提出することができる。

(特定要求行為に係る調査等)

第18条 委員会は、前条の規定により提出された記録を調査し、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを受け審査会に報告しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による報告に基づき、不当要求行為に該当するかどうかについて調査及び審査を行わなければならない。

3 審査会は、前項の調査及び審査の結果を市長及び関係のある任命権者に報告するとともに、不当要求行為に該当すると認めたときは、任命権者（前条第2項の場合にあっては、市長。以下この条において同じ。）に対し、不当要求行為の中止その他是正のために必要な措置、法令に基づく措置その他の適切な措置を講すべき旨の意見を述べるものとする。

4 任命権者は、前項の意見を尊重し、速やかに不当要求行為の中止の勧告その他の必要な措置を講ずるとともに、その内容を市長及び審査会に報告しなければならない。

5 市長は、不当要求行為を行った者が前項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【趣旨】

公正な職務の執行を確保し、組織として適切な対応を行うため、第17条は第2条第7号で定義した特定要求行為があった際の対応について、第18条は特定要求行為として記録が委員会に提出された際の対応について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第17条関係

職員が特定要求行為を受けたときは、市政の透明性を高め、公正な職務の執行を確保するため、内容を特定要求行為対応記録票（様式第3号）により記録し、上司（所属長）に報告するとともに、委員会に提出するものとする。

これまででも要望、苦情等については、各所属で内容を記録し、業務報告などとして処理していくが、それを制度化するものである。

特定要求行為に該当しない場合でも、これまでどおり、必要に応じて記録し報告するなど適切に処理することになる。

なお、市長が特定要求行為を受けたときは、市長が必要と判断した場合に委員会に記録を提出できるものとする。

記録したものは、情報公開条例における「行政文書」に該当することから、原則開示となるが、特定要求行為をした者の氏名は個人情報であることから、原則不開示となる。ただし、公務員等

(国や地方公共団体の職員、議員、非常勤職員、審議会の委員等)が行った場合には、その者の職や氏名も開示となる場合がある(盛岡市情報公開条例第7条第2号ウ参照)。

開示、不開示に当たっては、その内容を精査する必要がある。

また、情報公開条例では、①審議、検討に関する情報であって公にすることにより意思決定の中立性が損なわれたり、特定の者に不利益を及ぼすなどのおそれのあるものや、②市の事務事業に関する情報であって公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについては、不開示とすることとしている。

特定要求行為が、暴力的行為等を伴うもので身に危険を感じたときには、直ちに警察等の関係機関に連絡し、連携をとり対応し、その上で特定要求行為として内容を記録し、委員会に提出するものとする。

(警察に通報することにより問題が解決した場合でも、組織としての情報の共有と今後の適切な対応に資する観点から、特定要求行為として内容を記録し、委員会に提出するものとする。)

2 第18条第1項関係

委員会は、特定要求行為を受けた場合において、担当部署の対応に改善すべき事項があったと認められるときは、その旨を指摘し、適切な対応を求めることとなる。

また、委員会が行う調査は、特定要求行為を受けた職員とその上司並びに関係する職員からの事情聴取により行うとともに必要に応じて関係書類の提出を求めるなどにより行うことになるが、調査の結果、明らかに不当要求行為に該当しないときは、審査会に記録を提出する必要はない。

3 第18条第2項関係

審査会が行う調査は、第1項により委員会が行う調査と同様である。

4 第18条第3項関係

審査会は、審査の結果について、その判断した根拠を明らかにした上で、市長及び関係のある任命権者に報告することになるが、不当要求行為であると認めるときは、任命権者に対し中止等必要な措置等をとる旨の意見を述べるものとする。

5 第18条第4項関係

任命権者は、第3項の審査会からの意見を尊重し必要な措置をとり、その内容を市長及び審査会に報告する。

6 第18条第5項関係

審査会からの意見を尊重し、任命権者が不当要求行為をしている者にその行為の中止等必要な措置等をとるよう勧告した場合であって、その者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、任命権者からの報告に基づき、市長がその旨を公表することができる。

第4章 盛岡市公正職務委員会

(設置)

第19条 公益通報及び特定要求行為に係る調査等を行わせるため、盛岡市公正職務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、公正職務委員会について定めるものである。

【解釈・運用】

職員で組織する公正職務委員会は、盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則第47条に規定する「特殊事情の審査、調査、実施等のため」に設置するもので専門機関である。所掌事務、構成員等については、規則や訓令で定めるものであるが、以下のとおりである。

(1) 所掌事務

- ア 公益通報の受理、調査及び報告に関すること。
- イ 特定要求行為に係る記録の調査及び報告に関すること。
- ウ ア及びイのほか、職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関すること。

(2) 構成員

- ア 委員長 池田副市長
- イ 委員 市長公室長、総務部長、財政部長、会計管理者

(3) 事務局（公益通報（不利益申立てを含む。）の通報先、特定要求行為の報告先）

総務部職員課

第5章 盛岡市公正職務審査会

(設置)

第20条 公益通報及び特定要求行為に係る調査等を行わせるため、市長の附属機関として盛岡市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公益通報の受理、調査及び報告並びに意見に関すること。
- (2) 特定要求行為に関する調査及び審査に関すること。
- (3) 不当要求行為に関する報告及び意見に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第21条 審査会は、委員3人をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第22条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審査会は、市長が招集する。

- 2 会議は、会長を含む2人以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 議事の決定は、2人以上の委員の同意がなければすることができない。

(庶務)

第24条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

第20条～第25条は、公正職務審査会について定めるものである。

【解釈・運用】

公正職務審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で設置する市長の附属機関であり、構成員等については、以下のとおりである。

1 委員（3人）

村井 三郎 氏

下田 栄行 氏

斎藤 千加子 氏

2 公益通報（不利益申立てを含む。）の通報先

村井三郎法律事務所

住所 〒020-0015 盛岡市本町通二丁目1番36号 浅沼ビル3階

FAX 019-604-8227

3 事務局 総務部職員課

第6章 雜則

(市長の調整)

第26条 市長は、各任命権者に対し職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

【趣旨】

各任命権者に対する市長の調整について定めるものである。

【解釈・運用】

市長は、通報対象事実のは正や不当要求行為の中止に向け任命権者がとり得る措置等公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、報告を求めたり、助言ができるものとする。

(職員等の協力)

第27条 職員等は、この条例の規定に基づき、任命権者、委員会又は審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員等は、調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、職員等の調査への協力義務及びそれに係る守秘義務について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

職員等は、任命権者、委員会又は審査会が行う調査に協力するものとし、また、調査の際、虚偽の報告をしたり、事実を隠蔽してはならない。

なお、職員がこの規定に違反した場合は、地方公務員法（法令等遵守違反（第32条））に基づく懲戒処分等の対象として対応することになる。

2 第2項関係

職員等は、調査内容については、通報者の秘密に関わることから、他の人に漏らしてはならないし、上司にも報告する必要はない（上司もその内容について、報告を求めてはならない。）

なお、職員が秘密を漏らした場合は、地方公務員法（法令等遵守違反（第32条）又は守秘義務違反（第34条））に基づく懲戒処分等の対象として対応することになる。

また、事務事業者の従業員については、市が直接対応することができないことから、事務事業者に対し、条例の趣旨を説明し、事務事業者に対して応分の処分を行うことを要請していくこととなる。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、条例の実施状況について、市長の公表義務を定めるものである。

【解釈・運用】

市長が、公益通報及び特定要求行為や不当要求行為の発生件数や概要について、毎年度市の広報等で公表することにより、透明性を確保するものである。

なお、社会的影響が大きい事案については、その都度情報提供するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するにあたっての必要な事項を市長が定めるものとしたものである。